

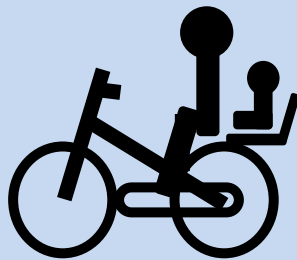
愛知県道路交通法施行細則の改正(4.1) お子さんを乗せられる状況が拡大されました。

現状

〈幼児二人同乗用自転車以外の自転車〉



幼児用座席(前)使用

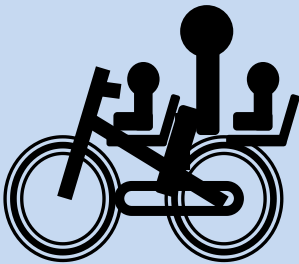


幼児用座席(後)使用



背負い

〈幼児二人同乗用自転車〉

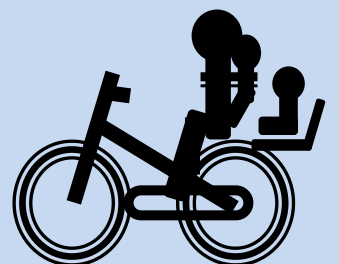


幼児用座席(前・後)使用



背負い
+

幼児用座席(前)使用



背負い
+

幼児用座席(後)使用



幼児二人同乗用自転車じゃなくても 3人乗りできます。

追加

〈幼児二人同乗用自転車以外の自転車〉



背負い + 幼児用座席(前)使用



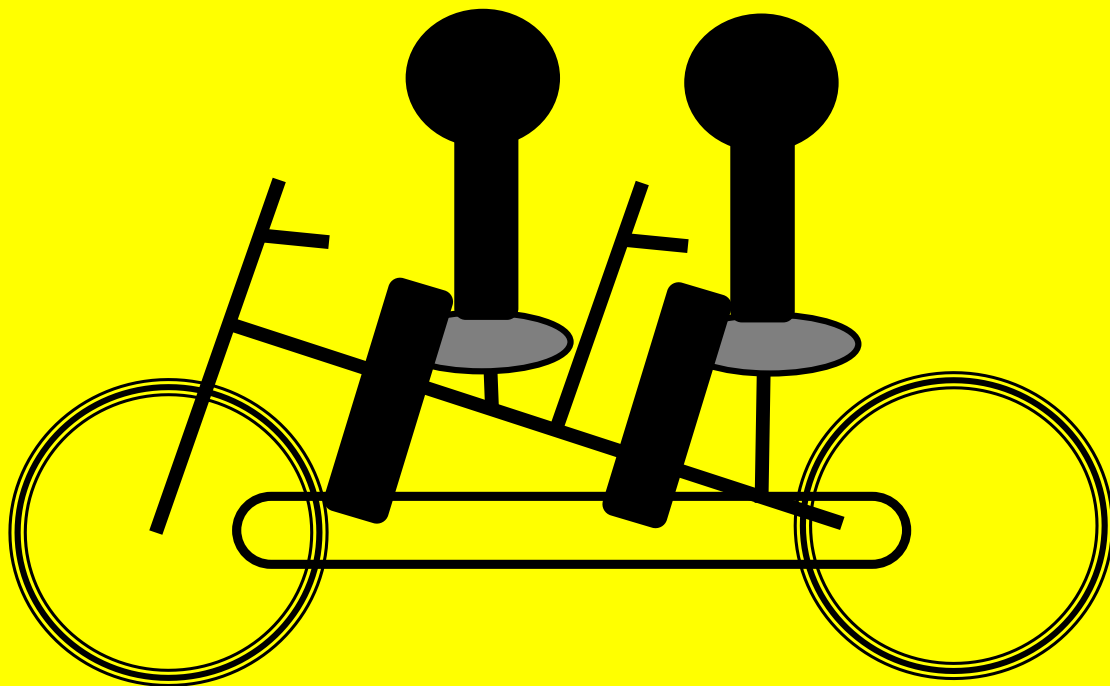
背負い + 幼児用座席(後)使用

※ 運転者は16歳以上、幼児用座席は6歳未満、背負いは4歳未満に限ります。

～愛知県警察～

愛知県内の一般道路で運転者以外の人を乗せてタンデム自転車の走行ができるようになりました。

- **愛知県で走れるタンデム自転車とは**
運転者以外の者の用に供する乗車装置を一つ有する二輪の自転車



※ 同乗者は6歳以上に限ります。

- **タンデム自転車を走行する際の注意事項**

- **歩道は走れません。**

タンデム自転車は、構造上、道路交通法で定める普通自転車に該当しませんので、普通自転車歩道通行可の標識があっても、歩道は走れません。

- **ヘルメットを着用するなど安全対策をしましょう。**

タンデム自転車は、普通の自転車に比べ速度が出しやすいと言われています。ヘルメットを着用するなど、安全対策をしっかり行ってください。

- **自転車の特性に慣れるため、練習をしましょう。**

タンデム自転車は、前輪と後輪の間の距離が長く、普通の自転車に比べ小回りが利きにくいと言われています。道路以外の場所で練習するようにしましょう。

～愛知県警察～